旭日双光章を授ける
和田　欣幸

旭日双光章を授ける
菊地　尚平

旭日単光章を授ける（各通）（以上三月十日）
柴崎　俊信
坂根　嘉子

旭日中綬章を授ける（三月十一日）
野川　和好

旭日双光章を授ける（三月十八日）
（北海道大学名誉教授）
米田　徳彦

瑞宝小綬章を授ける（各通）
長田　和夫
小畑　政人
渡邉　淳
林　学

瑞宝双光章を授ける（各通）
長尾　忠
馬場　幾三
福岡　哲郎
古田伊久男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月八日）
（秋田大学名誉教授）
石川　洋平

瑞宝中綬章を授ける
大畑　正隆
粟野　守之
竹村　嶺男
西村　倭子

瑞宝双光章を授ける（各通）
大北　良知
今藤　三次
松下　武裕

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月九日）
（信州大学名誉教授）
橋本　雄司

瑞宝中綬章を授ける
松田　純清

瑞宝小綬章を授ける
小田島　榮
林　信秋
（一等海尉）
本間　竜児
山下　金吉

瑞宝双光章を授ける（各通）
田原　隆市
出口　茂昭

（京都府京都中部広域消防組合
消防司令長）
畑中　克彦

（警視庁警部補）
山崎　和明

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十日）
（福島県立医科大学名誉教授）
星野　俊一

（防衛事務官）
柿沼　郁江
佐藤　廣行
藤城　弘

瑞宝双光章を授ける
河野　聰一
齋藤　紀男
廣木登喜夫
竜崎　清次

瑞宝単光章を授ける（以上三月十一日）
八田　眞義
吉原　芳文
福澤　雅彦

瑞宝双光章を授ける（各通）
小林　朝治
大久保武保
志賀　正人
真岡　文雄

瑞宝双光章を授ける（各通）
窪田　孝一
嘉村　亘
寺本　正美
本多　正彦

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十二日）
佐野　伸一

瑞宝双光章を授ける
山本　務

瑞宝単光章を授ける（以上三月十三日）
中島　治雄

瑞宝小綬章を授ける
池　浩
山本　信孝

瑞宝双光章を授ける（各通）
近藤　宏章
野村　博美

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十四日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月十二日午後四時三十四分御出門、サラマンカ大学創立八百周年　日本サラマンカ大学友の会設立二十周年記念「お祝いと感謝の集い」に御臨席のため、国際文化会館（港区）へ行幸啓、同五時五十二分還啓なった。

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局信濃川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年４月17日

北陸地方整備局長　小俣　篤

１　河川の名称　信濃川水系信濃川
２　河川管理施設の名称又は種類　右岸堤防
３　河川管理施設の位置　新潟県長岡市蔵王町字行島2046番の２まで
４　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　長岡市長　磯田　達伸
住所　新潟県長岡市大手通一丁目４番地10
５　管理の内容
(1)　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2)　路肩に接する法面で、別図に示す範囲内にあるものについての維持
(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧
６　管理の期間　平成30年３月23日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局信濃川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年４月17日

北陸地方整備局長　小俣　篤

１　河川の名称　信濃川水系信濃川
２　河川管理施設の名称又は種類　右岸堤防
３　河川管理施設の位置　新潟県長岡市中之島中条字宮村丙616番の１地先から新潟県長岡市中条新田字川原1193番地先まで
４　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　長岡市長　磯田　達伸
住所　新潟県長岡市大手通一丁目４番地10
５　管理の内容
(1)　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2)　路肩に接する法面で、別図に示す範囲内にあるものについての維持
(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧
６　管理の期間　平成30年３月27日から道路の存続する日まで

労　働

最低工賃の廃止決定に関する公示

新潟労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、新潟県十日町織物業最低工賃（平成13年新潟労働局最低工賃公示第１号）を平成30年４月16日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成30年４月17日

新潟労働局長　横葉　伸一